

令和 8 年 9 月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について . . .	2～11
2 市有地の処分について	12～15
3 廃校見学バスツアーについて	16～19
4 建設工事等における落札制限の見直しについて	20

財 務 部
令 和 8 年 9 月

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

(1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

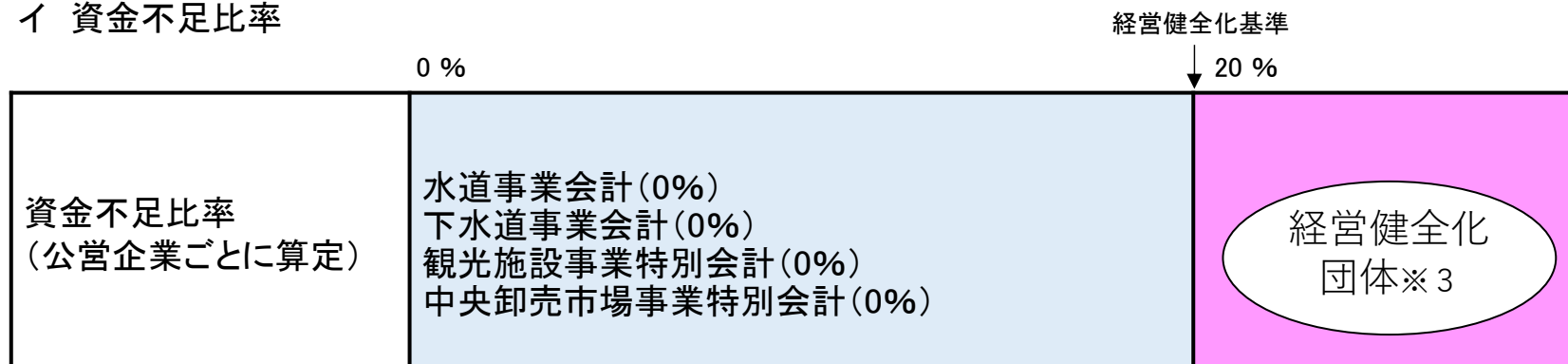
また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

ア 健全化判断比率				早期健全化基準	財政再生基準	
				早期健全化段階	財政再生段階	
実質赤字比率	0 %	長崎市(赤字なし) (R6決算:赤字なし)	11.25 %	※1 財政健全化団体	20 %	※2 財政再生団体
連結実質赤字比率	0 %	長崎市(赤字なし) (R6決算:赤字なし)	16.25 %		30 %	
実質公債費比率	0 %	長崎市(9.9%) (R6決算: 10.4%)	25 %		35 %	
将来負担比率	0 %	長崎市(87.0%) (R6決算: 91.6%)	350 %			

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

イ 資金不足比率



※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

(2) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額)の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したもの。

【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

【令和7年度決算】

一般会計等においては、10億6,003万9千円の黒字であり、令和6年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

（単位：千円）

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和7年度	令和6年度
1 一般会計	1,010,455	1,138,025
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	49,584	45,995
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計(A)	1,060,039	1,184,020
標準財政規模(B)	105,345,437	102,172,438
実質赤字比率(%) A÷B	－	－

イ 連結実質赤字比率

全会計における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したもの。

【令和7年度決算】

いずれの会計においても赤字は生じておらず、全会計の合計で299億3,915万3千円の黒字であり、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

（単位：千円）

会計名		実 質 収 支 額 資 金 剰 余 額	
		令和7年度	令和6年度
1	一般会計等	1,060,039	1,184,020
2	公営企業に係る特別会計以外の会計	1,763,005	1,379,545
	(1)国民健康保険事業特別会計	230,596	217,804
	(2)介護保険事業特別会計	1,020,825	899,837
	(3)後期高齢者医療事業特別会計	511,584	261,904
	(4)駐車場事業特別会計	0	0
3	公営企業に係る特別会計	27,116,109	26,092,852
	(1)水道事業会計	13,225,579	13,009,124
	(2)下水道事業会計	13,807,618	13,031,759
	(3)観光施設事業特別会計	82,912	51,969
	(4)中央卸売市場事業特別会計	0	0
計(A: 1 + 2 + 3)		29,939,153	28,656,417
標準財政規模(B)		105,345,437	102,172,438
連結実質赤字比率(%) A÷B		－	－

ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{A})\text{地方債の元利償還金充当一般財源} + (\text{B})\text{準元利償還金} - (\text{C})\text{交付税措置額}}{(\text{D})\text{標準財政規模} - (\text{C})\text{交付税措置額}}$$

(3か年平均)

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したもの。

【令和7年度決算】

令和5年度から令和7年度の3か年平均で算出した令和7年度の実質公債費比率は9.9%であり、令和6年度の10.4%から0.5ポイント減少している。

これは、分母の構成要素である標準財政規模が標準税収入額及び普通交付税の増などに伴い増加したことに加え、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が一般単独事業債に係る償還金の減などに伴い減少したことなどによるものである。

(単位:千円)

	R7	R6	R5	R4
A地方債の元利償還金 充当一般財源	19,358,356	19,992,714	19,976,970	19,941,110
B準元利償還金	3,979,125	4,151,334	4,294,763	4,574,968
C交付税措置額	15,062,280	15,192,891	15,291,479	15,574,702
D標準財政規模	105,345,437	102,172,438	100,530,137	100,144,822
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	9.16583	10.29111	10.53542	10.57274
令和7年度 (%) (3か年平均)	9.9			
令和6年度 (%) (3か年平均)		10.4		

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{A}) \text{ 将来負担額} - (\text{B}) \text{ 充当可能財源等}}{(\text{C}) \text{ 標準財政規模} - (\text{D}) \text{ 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担(将来負担額)について「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

【令和7年度決算】

令和7年度末における将来負担額は、3,145億5,382万3千円で、地方交付税措置見込額や基金といった将来負担額に充当可能な財源2,359億4,850万7千円を差し引いた実質的な将来負担額は786億531万6千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は87.0%で、令和6年度末の91.6%から4.6ポイント減少している。

これは分母の構成要素である標準財政規模が標準税収入額及び普通交付税の増などに伴い増加したことに加え、分子の構成要素である将来負担額において、令和7年度の元金償還額が新規借入額を上回ったことなどに伴い、地方債現在高が減となったことなどによるものである。

(単位:千円)

項目		金額	
		令和7年度	令和6年度
A将来負担額		314,553,823	320,636,606
	(1)地方債の現在高	261,290,179	264,711,895
	(2)債務負担行為に基づく支出予定額	231,988	253,487
	(3)公営企業債等繰入見込額	29,635,096	32,146,790
	(4)組合負担等見込額	0	0
	(5)退職手当負担見込額	21,070,800	20,721,382
	(6)設立法人の負債額等負担見込額	2,325,760	2,803,052
	うち地方独立行政法人	2,275,331	2,747,495
	うち第三セクター等	50,429	55,557
	(7)連結実質赤字額	0	0
	(8)組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B充当可能財源等		235,948,507	240,911,408
	(1)充当可能基金	49,041,155	47,288,536
	(2)充当可能特定歳入	39,062,469	39,009,229
	(3)基準財政需要額算入見込額	147,844,883	154,613,643
C標準財政規模		105,345,437	102,172,438
D交付税措置額		15,062,280	15,192,891
将来負担比率(%) (A-B)÷(C-D)		87.0	91.6

(3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額(実質赤字)の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額(実質赤字)を、公営企業の事業規模(料金収入の規模)と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示したものの。

【令和7年度決算】

いずれの会計においても、資金不足は生じておらず、資金不足比率は「－(ハイフン)」として表示している。

令和7年度

(単位: 千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	13,225,579	8,670,711	—
	2 下水道事業会計	13,807,618	7,603,768	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	82,912	659,578	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	140,093	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

令和6年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	13,009,124	8,742,159	—
	2 下水道事業会計	13,031,759	7,632,831	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	51,969	632,331	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	147,142	—

《参考資料》 収支等年次比較

(単位:千円、%)

区 分		7 年 度	6 年 度	増 減	対前年度増減率	
					7 年 度	6 年 度
普 通	歳 入 総 額 ①	250,540,120	241,262,282	9,277,838	3.8	0.8
	歳 出 総 額 ②	246,633,434	237,637,609	8,995,825	3.8	2.9
	歳 入 歳 出 差 引 額 (① - ②) ③	3,906,686	3,624,673	282,013	7.8	▲55.9
	翌年度へ繰り越すべき財源 ④	2,846,373	2,439,558	406,815	16.7	▲23.4
	実 質 収 支 (③ - ④) ⑤	1,060,313	1,185,115	▲124,802	▲10.5	▲76.5
会 計	標 準 財 政 規 模		105,345,437	102,172,438	3,172,999	
	財 政 力 指 数		0.57	0.57	—	
	経 常 収 支 比 率		98.5%	98.8%	▲0.3P	
	歳出に占める割合	義 務 的 経 費	56.3%	58.4%	▲2.1P	
		投 資 的 経 費	13.4%	12.4%	1.0P	
		そ の 他 の 経 費	30.3%	29.2%	1.1P	
	実 質 赤 字 比 率		—	—	—	
	連 結 実 質 赤 字 比 率		—	—	—	
	実 質 公 債 費 比 率		9.9%	10.4%	▲0.5P	
	将 来 負 担 比 率		87.0%	91.6%	▲4.6P	

2 市有地の処分について

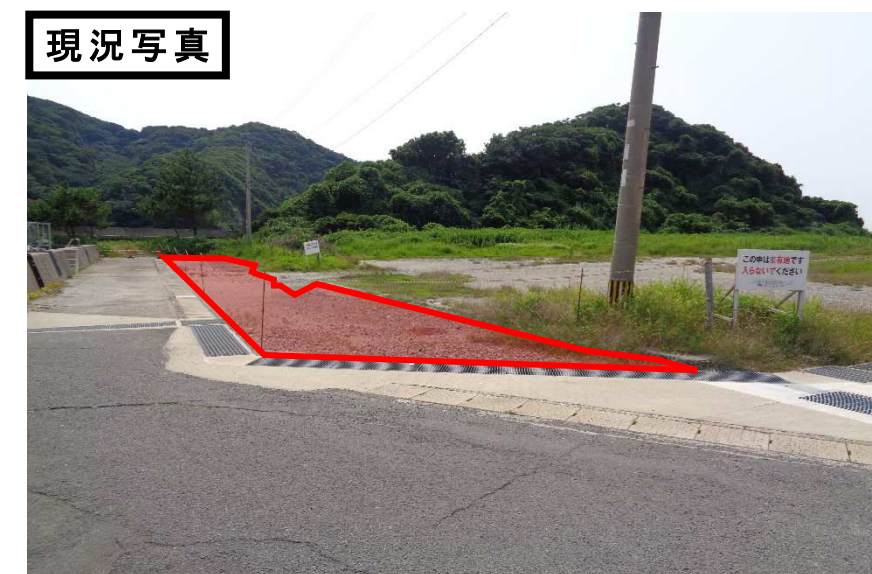
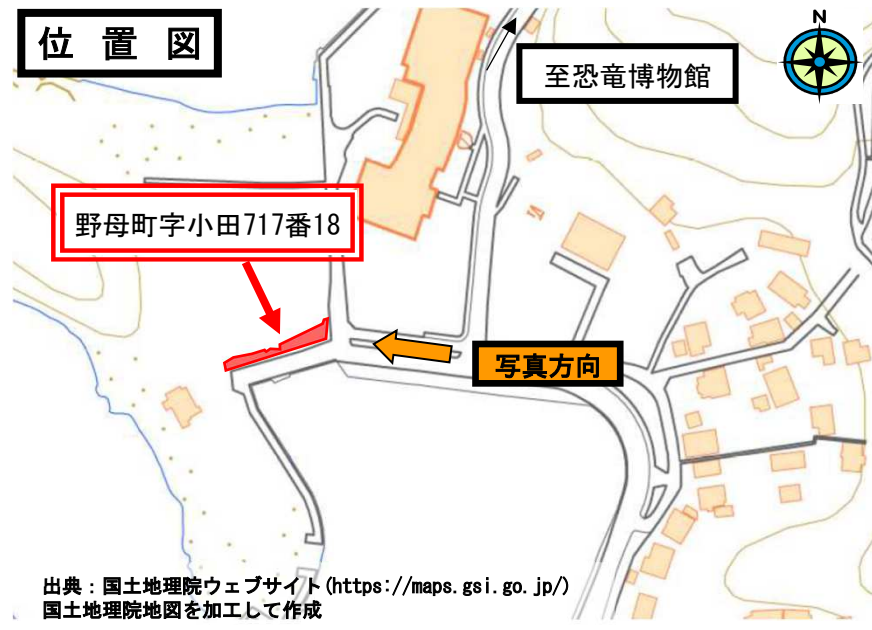
市有地売払いの結果報告【令和8年6月議会報告以降分】

物件	所在地	地 目	地 積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
		構造	床面積				
1	神浦江川町字寺ノ脇1046番	宅地	144.88㎡	157,000円	157,000円	随時売払	個人
	神浦江川町字寺ノ脇1046番地	木造スレート ぶき2階建	81.15㎡				
2	野母町字小田717番18	雑種地	142.45㎡	341,000円	355,000円	随契売払	法人
3	平間町1310番21	宅地	74.43㎡	1,380,000円	1,900,000円	随契売払	個人
4	蚊焼町西鯨浜3977番2	雑種地	93.12㎡	115,000円	120,000円	随契売払	法人
5	桜町4番5ほか1筆	宅地 公衆用道路	1,667.36㎡ (うち持分 1405/20000)	90,354,000円	90,830,000円	随契売払	法人
	桜町4番地5 (長崎商工会館5階部分)	鉄骨鉄筋コンク リート造1階建	827.04㎡				
6	西海町字米ノ山1636番13	宅地	15.51㎡	95,900円	98,000円	随契売払	個人
合計		(土地) ※物件5の地積を除く (建物)	470.39㎡ 908.19㎡	92,442,900円	93,460,000円		

物件 1

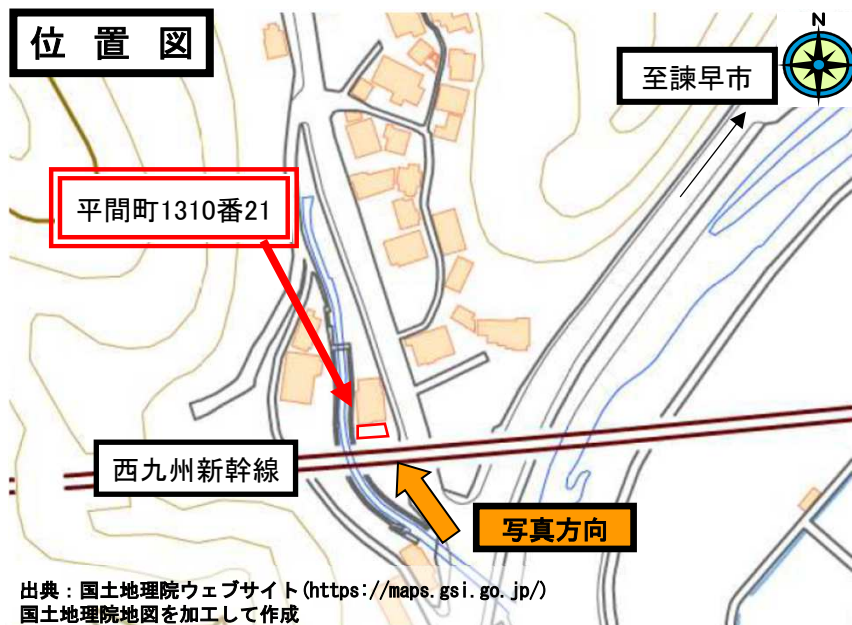


物件 2



物件 3

位置図

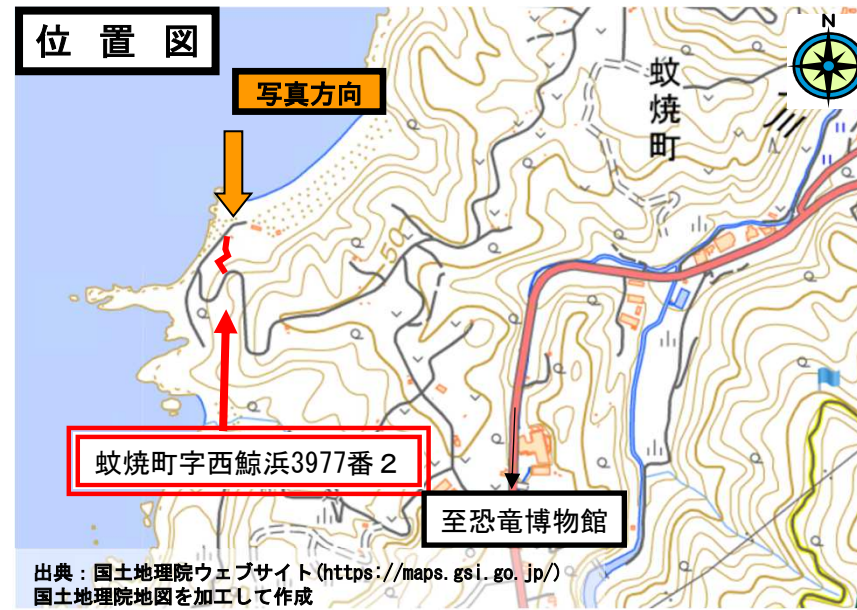


現況写真



物件 4

位置図



現況写真



物件 5

位置 図



現況写真



物件 6

位置 図



現況写真



3 廃校見学バスツアーについて

(1) ツアー概要(令和8年7月16日～令和8年7月17日開催)

廃校

という未開拓物件、
見に来ませんか？



廃校見学バスツアーのご案内

廃校活用にご関心のある事業者様に向けて、長崎市内の9つの廃校を見学するバスツアーを開催いたします。
ご参加お待ちしております。

定員

各日程 **30名**程度(先着順)

参加費

無料

申込期限

各日程 **令和8年6月30日(火)**まで

北部見学コース		南部見学コース	
開催日: 令和8年7月16日(木)		開催日: 令和8年7月17日(金)	
10:00	長崎市役所発	10:00	長崎市役所発
11:10-11:55	旧尾戸小学校 (琴海尾戸町 1942 番地4)	11:00-11:45	旧樺島小学校 (野母崎樺島町 1088)
12:25-13:00	昼休憩	12:00-12:30	昼休憩
13:20-14:05	旧黒崎中学校 (東出津町 340 番地)	13:00-13:45	旧南小中学校 (千々町 513)
14:35-15:20	旧式見中学校 (四枝町 1245 番地)	14:35-15:05	旧高城台小学校現川分校 (現川町 1912 番地)
15:30-16:15	旧手熊小学校 (手熊町1382-1)	15:45-16:30	旧江平中学校 (江平3丁目10番1号)
16:35-17:20	旧立神小学校 (西立神町 11 番 1 号)	17:00	長崎市役所着・解散
17:40	長崎市役所着・解散		

※1 各施設の情報については、文部科学省が公開している HP「みんなの廃校」プロジェクトの「活用用途を募集している廃校施設の一覧」からご確認ください。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1394609.html)

※2 バスツアーの詳細については、参加者へ追ってご連絡いたします。

※3 集合場所までの移動及び解散場所からの移動については各自でご負担ください。

※4 お弁当やお飲み物は各自でご準備ください。

主催: 長崎市財務部資産経営課 協力: 株式会社十八親和銀行
お問い合わせ: 長崎市財務部資産経営課 ☎095-829-1127

廃校位置図

北部 5 校

旧尾戸小学校

旧黒崎中学校

旧式見中学校

旧手熊小学校

旧立神小学校

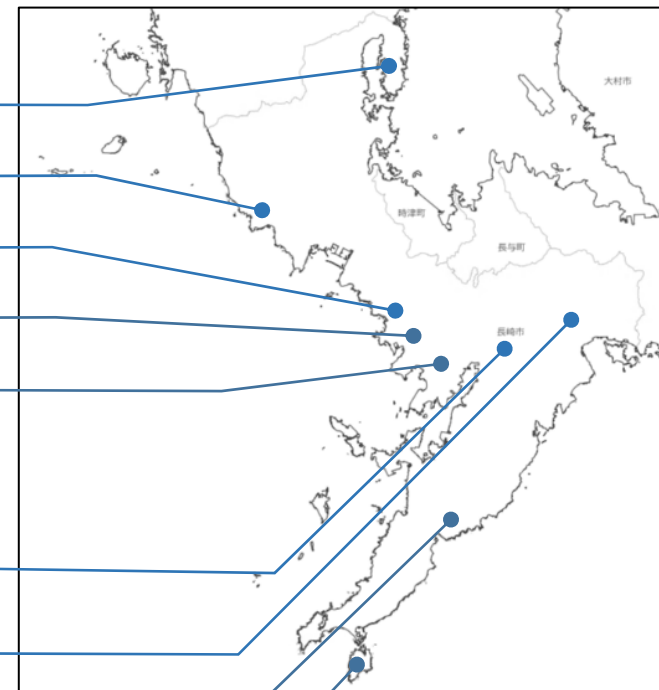
南部 4 校

旧江平中学校

旧高城台小学校
現川分校

旧南小・中学校

旧樺島小学校



出展: 国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/>)
国土地理院地図(<https://maps.gsi.go.jp/>)を加工
して作成

(2) 参加者数(申込者数)

7月16日北部コース	7月17日南部コース	計	団体数
28名(39名)	41名(49名)	69名(88名)	47

参加者の主な業種 製造、福祉、教育、IT関係など

(3) アンケート設問項目(一部抜粋) ※現在集計中

- ・ツアーに参加した主な目的
- ・どの廃校に関心があるか
- ・廃校の活用の希望や関心度について
- ・活用する場合どのような分野で活用を想定するか
- ・どのような契約形態を希望するか
- ・想定する事業実施期間
- ・想定される周辺地域への影響
- ・事業実施にあたっての課題
- ・事業実施にあたっての長崎市への要望 など計21問

(4) 当日の様子



(5) 今後の流れ(令和8年2月議会総務委員会資料より抜粋)

① 情報発信

バスツアーなどを通じて民間へ廃校についての情報を発信するとともに、意見交換を行い、利活用案などの情報収集を行う。

② 地域への説明

民間からの意見・提案を踏まえ、廃校の利活用に関する地域への説明を行う。

③ 公募

プロポーザル方式などにより利活用事業者を募集し、民間からの提案内容を審査のうえ、利活用の相手方を選定する。

④ 事業者の決定

売却又は貸付け契約を締結し、利活用を図る。

令和8年度		令和9年度		令和10年度
上半期	下半期	上半期	下半期	
 ① 情報発信	 ② 地域への説明	 ③ 公募	 ④ 事業者の決定	 ●利活用開始

今後の日程や進め方についてはアンケート結果を踏まえ、再度検討を行うこととしている。

4 建設工事等における落札制限の見直しについて

(1) 見直しの理由

建設工事及び建設工事に係る業務委託(コンサル)において、受注の偏りを防ぐために市独自の落札制限を設けているが、電子調達システム等の更新を機に、制限効果が小さくなった3つの制度について廃止する。

なお、見直し内容については、(一社)長崎県建設業協会長崎支部及び長崎市管工業協同組合に意見聴取し、問題ない旨回答を得ている。

(2) 廃止または継続する制度

項目	内容	廃止または継続する理由
廃止 ①回数制限 (工事)	年度内の落札は1事業者当たり6回まで	1事業者当たりの落札回数は年々減少しており、年1回もしくは2回が全体の8割を占めているため。
廃止 ②期間制限 (工事)	1件の落札価格が1億5千万円以上の工事 落札者は落札後1カ月間は全ての工事を 落札できない	制限を外した場合の1事業者当たりの落札確率にほぼ 差が出ないため。
廃止 ③期間制限 (コンサル)	落札後10日以内は落札できない	コンサルの発注件数・入札参加者数ともに減少傾向に あり、頻繁に複数案件に入札する者が少ないため。
継続 ④同日落札 (工事・コンサル)	1回落札後、その後の同日中の開札に参加 できない	同日落札制限がない場合、事業者は落札した場合の 技術者確保などを考慮して複数応札を控えることから、 競争性が確保できず不調が増えるおそれがあるため。

(3) 適用日

令和9年4月1日 新制度に基づく運用開始
(参考: 令和10年1月 新電子調達システム等の稼働)